

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第13号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合においては、京都市条例の公布等に関する条例第6条本文において準用する同条例第2条第2項本文中「市役所の掲示場に掲示して」とあるのは、「市役所の掲示場に掲示し、及びインターネットを利用する方法により」と読み替えるものとする。

第30条の11第1項第7号中「特例政令第6条」を「特例政令第7条」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部契約会計課)